

特別養護老人ホームたかね荘 利用料

単位：円/日、()は単位数

科 目		金 額				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料	個室・多床室	555 (547)	623 (614)	692 (682)	760 (749)	826 (814)
日常生活継続支援加算		介護福祉士の資格を持つ介護職員を介護保険法で定められた割合以上配置				37 (36)
看護体制加算 (I)		常勤の(正)看護師を1名以上配置				4 (4)
看護体制加算 (II)		看護職員等により、24時間連絡体制を確保し健康上の管理を行います。				9 (8)
夜勤職員配置加算		夜勤時間帯(早朝、夜間)に介護・看護職員を基準より上回って配置した場合				14 (13)
個別機能訓練加算		機能訓練指導員等が、機能訓練計画に基づき機能訓練を実施した場合				13 (12)
その他加算		栄養マネジメント加算(栄養・ケアマネジメントを実施した場合)				15 (14)
		経口移行加算(経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合)				29 (28)
		経口維持加算(経口維持を行うための栄養管理を実施した場合)				406 (400) 1月につき
		口腔衛生管理体制加算 (施設の口腔ケア計画の作成や歯科医師等の技術的助言・指導を受けている場合)				31 (30) 1月につき
		療養食加算(療養食を提供した場合)				19 (18)
		看取り介護加算 1,298 (1,280) 死亡日、690(680)前日又は前々日の場合 146 (144) 死亡日以前4日以上30日までの場合				
		初期加算 入所又は1カ月を超える入院から再入所した場合(30日間算)				31 (30)
		福祉施設外泊時費用 (病院等へ入院した場合及び自宅などへ外泊した場合、月6回限度)				250 (246)
		介護職員処遇改善加算I(介護職員の賃金改善等を実施し基準を満たしている場合) 所定単位数(基本料+各加算)×5.9%を1月につき算定				
		介護保険の負担限度額の区分		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	個室	320	420	820	1,150	
	多床室	0		370	840	
食費	朝食のみ	300	380	380	380	
	昼・夕食のみ			500	500	
	朝+昼食		390	650	880	
	昼+夕食				1,000	
	朝+昼+夕				1,380	
日常生活費		タオルリース料(タオル、バスタオル、おしぼり)			85	
		洗顔用品(シャンプー、リンス、ボディソープ、歯磨き粉)			10	
		消耗品(ティッシュ、ペーパータオル等)			5	
		合 計			100	
散髪代		毎週火曜日に外部業者が理美容を行います。 料金は別途かかります。(1,600円/回～)				
死後の処置料		死後の処置に係る費用(処置材料、技術料)				7,928

注1) 料金表の金額は、1日当たりの利用料(1割負担の場合)の目安を表示したものです。1ヶ月の合計単位数で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

注2) 坂町は、地域区分が「7級地」であるため、単位数の合計に10.14円を乗じた金額が料金になっています。なお、利用者の自己負担は、保険者が発行する負担割合証により1割又は2割負担です。(介護保険料滞納者の場合は3割負担)

注3) 居住費・食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、認定証の区分に応じてお支払いいただきます。

注4) 日常生活費は、タオル類、洗顔用品、消耗品(ティッシュペーパー、ペーパータオル等)の身の回り品として日常生活に必要なものです。持ち込まれる場合は負担の必要はありません。

注5) 料金表以外に行事等の関係で、実費負担となる場合があります。